○自衛隊の礼式に関する訓令並びに海上自衛隊礼式規則の解釈及び運用方針について（通達）

昭和41年１月17日
海幕総第201号

改正　昭和45年10月６日　海幕総第5037号〔第１次改正〕

昭和49年12月18日　海幕総第6031号〔第２次改正〕

昭和55年９月18日　海幕総第3727号〔第３次改正〕

平成３年６月６日　海幕総務第2720号〔第４次改正〕

平成11年２月８日　海幕総務第492号〔第５次改正〕

平成12年３月３日　海幕総務第1059号〔海上自衛隊旗章規則の解釈及び運用方針等の一部変更について（通達）５項による改正〕

平成18年３月27日　海幕総務第1962号〔第６次改正〕

平成19年１月９日　海幕総第29号〔第７次改正〕

平成21年10月１日　海幕総第7519号〔第８次改正〕

平成30年７月26日　海幕総第1206号〔第９次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

自衛隊の礼式に関する訓令並びに海上自衛隊礼式規則の解釈及び運用方針について（通達）

標記について、別紙のとおりとする。

なお、海幕総（文）第18条（35.10.26）は廃止する。

別　紙

自衛隊の礼式に関する訓令並びに海上自衛隊礼式規則の解釈及び運用方針

第１　自衛隊の礼式に関する訓令（昭和３９年防衛庁訓令第１４号。以下「訓令」という。）関係

１　中隊等の範囲（第５条関係）

海上自衛隊における「中隊等」の定義は、部隊等の長に直率された独立性を有する最小単位の部隊等とし、その範囲は次の各号に定めるところによる。

⑴　海上部隊にあっては、自衛艦（エアクッション艇を除く。）、司令部及びエアクッション艇隊とする。

⑵　陸上の部隊等にあっては、次の例による。

部隊等	単　　位
地方隊	総監部、基地隊、教育隊、警備隊、造修補給所、基地業務隊、基地

	分遣隊、基地業務分遣隊、磁気測定所（仮屋磁気測定所に限る。）、警備所
システム通信隊群	司令部、システム通信隊、移動通信隊、保全監査隊、システム通信分遣隊、保全監査分遣隊
学　校	学　校
航空群 教育航空群	司令部、（教育）航空隊、整備補給隊、航空基地隊、航空分遣隊、航空派遣隊

２　隊の敬礼（第２６条関係）

海上自衛隊では幹部自衛官の集団については指揮者を設けず、それぞれが独立した存在と見なしているため、幹部自衛官に対しては号令を掛けないことを例としている。

したがって、第２条第６号にいう「隊」は慣例的に曹士のみに該当することになり、第２６条第２項で規定される「隊の敬礼」において号令を発する「指揮者」は曹士の指揮者となる。この曹士の指揮者を「号令官」と呼称する。

なお、隊と行動を共にしている幹部自衛官は、号令に合わせて各個の敬礼を行うものとする。

３　自衛艦の敬礼（第４１条関係）

⑴　第１項の規定は自衛艦相互の敬礼の実施に関する規則であり、第２項は特定の条件下における実施要領を定めたものであるから、第２項に該当する場合は第１項の規定にかかわらず、第２項の規定により敬礼を実施するものとする。

⑵　第６項及び第７項に規定する「号笛」による要領は、次のとおりとする。

番号	意　味	吹　鳴
1	右、気を付け	短音１回
2	左、気を付け	短音２回
3	敬礼（答礼）	短音１回
4	直れ	短音２回
5	かかれ	短音３回
留意事項：１　号笛の使用は、らっぱをもって実施することができない場合に限る。 ２　号笛の吹奏時には、マイクを併用する。 ３　短音の吹鳴時間は１秒、間隔は１秒を標準とする。		

４　入校式及び卒業式を行う場合（第７４条関係）

教育隊における練習員課程終業式の際は、卒業式に準じた儀式とみなし、当該地方総監の定めるところにより、訓令第７６条の規定に基づく栄誉礼を実施することができる。

５　栄誉礼の省略（第８０条関係）

「夜間の場合」とは、特に定める場合のほか、日没時から翌日午前８時までとする。

第２　海上自衛隊礼式規則（昭和４０年海上自衛隊達第３３号）関係

１　自衛艦を出入する者に対する敬礼（第２２条関係）

⑴　別表第１中「公式の場合」とは、次の場合をいう。

ア　儀式、演習統裁、検閲、視察等のため当該自衛艦その他の船舶にはじめて乗艦する場合及び最後に退艦する場合

イ　着任又は離任の場合において、あいさつ者があいさつのため受礼者の乗艦に出入する場合

⑵　別表第１の規定による「げん門と列員」の整列要領の標準は、次のとおりとし、服装は通常礼装とする。

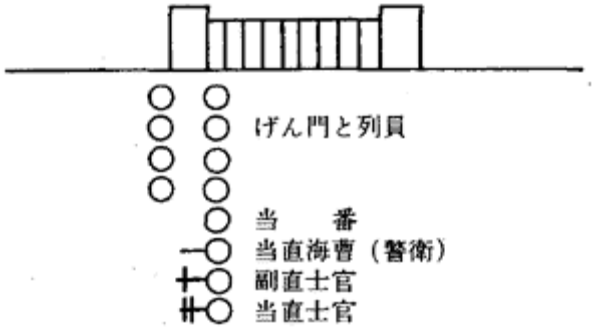

⑶　自衛官である受礼者が私服でげん門を出入する場合、号笛をもってする礼式は行わない。

⑷　別表第１に規定する１等海佐である群司令に対する礼式は、海将補に関する礼式に準ずるが、栄誉礼は行わない。

２　自衛艦の敬礼の省略（第２８条関係）

第１項第４号の規定に基づく出入港時、狭水道通過時における自衛艦の敬礼の省略を次のとおり統一する。

出入港時、狭水道通過時等においては、自衛艦相互の敬礼は省略するのを例とする。ただし、内閣総理大臣旗等（訓令第４１条第２項に規定する内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、統合幕僚長旗、海上幕僚長旗、海将旗、海将補旗又は代将旗をいう。）を掲げた自衛艦に対しては、保安上敬礼を行うことが困難でなければ敬礼を行うものとする。

なお、港（湾）内転錨時（係留替を意味する信号を掲揚している場合）においては、自衛艦相互の敬礼は省略するものとする。

３　車両の乗降等（第４０条関係）

小型車両における最上位者の着座位置は、左後方座席とすることを例とする。